

速報第2966号 H30.9.11発行 総務課報	道議会における質疑・質問及び答弁要旨	30年 文教委員会 9月10日	質 問 者	菊地 葉子 委員 日本共産党 (小樽市)
質 疑 ・ 質 問		答 弁		担 当 課
<p>一 「北海道の部活動の在り方に関する方針」(素案)及び「道立学校に係る部活動の方針」(素案)について</p> <p>(一) 超勤解消について</p> <p>ただいまの報告に当たりまして、何点か質問させていただきますが、改めまして私からもこの度の地震災害で亡くなられた方々に、心からのお悔やみを申し上げますと同時に、この間対策に当たられました全ての方々のご尽力に心より敬意を申し上げます。</p> <p>それでは、順次お伺いしていきます。北海道のアクション・プランでは2020年までに1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を全校種でゼロにする、そのように定めております。とりわけ時間外勤務の温床である部活動指導に係る負担の軽減を図ることとしたと承知しております。この部活動の方針により、教職員の勤務時間はどこまで縮減されるのかお伺いいたします。</p> <p>(二) 弾力的運用について</p> <p>1 道立高校の休養日等の弾力的運用について</p> <p>スポーツ庁の指針ですね、休養日は平日1日以上、土日1日以上、週2日以上を原則とするとしています。札幌市も少なくとも週1日、毎週土日のいずれかを休養日とする基準を定めています。道立学校に係る方針の弾力的な休養日の設定では、超勤緩和への効果はないのではないかと考えるものですが見解を伺います。</p> <p>2 方針の実効性の確保について</p> <p>弾力的運用については、教員の負担が増えることではないとの考え方であることはわかりました。ただ部活動そのものは、ばらつきが出るわけで、部活動の休養日の設定や活動時間の制限、これについては全道一律に足並みを揃えなければ、保護者や地域の不平不満につながることはないのかと懸念するものですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。</p> <p>(三) 新たな過重勤務について</p> <p>道の方針では、部活動の顧問がですね、年間や毎月の活動計画や活動実績を作成することになっておりますし、さらには部活動顧問会議等の定期開催など、こうした作業が増えることにより、新たな勤務過重とならないのか、これも懸念するところですが、この点についてはいかがでしょうか。</p> <p>(四) 部活動指導員について</p> <p>1 部活動指導員に対する研修について</p> <p>この方針の素案では、部活動指導員に対する研修</p>	<p>(教育環境支援課長)</p> <p>方針策定に伴う勤務時間についてでございますが、この度の方針につきましては、道教委としては、部活動の教育的意義を踏まえ、生徒の視点に立った部活動の充実を目的として、教員の部活動指導に係る負担にも配慮しながら、策定することとしております。</p> <p>一方、教員の働き方改革を進めるための「北海道アクション・プラン」におきましても、教員の負担軽減の観点から、部活動指導の休養日等の在り方について定めているところでございます。</p> <p>教員の部活動指導時間については、アクション・プランにおいては、休養日等を基に試算した場合、最大で週20時間程度となりますが、方針(素案)による試算では、最大で週11時間程度となりますことから、教員の部活動の指導時間としては、週当たり9時間程度の短縮を求めているところでございます。</p> <p>なお、方針(素案)に定める部活動の休養日や活動時間の遵守により減少した指導時間を、教材研究など、他の業務に振り替える場合もあると考えられるため、方針策定に伴う教員の勤務時間の減少につきましては、一概に申し上げることは難しいものと考えております。</p> <p>(教育環境支援課長)</p> <p>道立高校における休養日等の取扱いについてでございますが、道教委では、高校段階におきましては、中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われていることを考慮し、国のガイドラインに則りつつ、高校段階における休養日等の弾力的な設定を可能とすることを考えているところですが、一方で、教員の部活動指導に係る負担を考慮する必要もありますことから、一定の要件の下で、各顧問が部活動にかかわらない日を週2日以上設けることを前提にする考えでございます。</p> <p>(教育環境支援課長)</p> <p>方針の実効性の確保についてでございますが、道教委では、高校段階において、休養日等の弾力的な設定をする場合であっても、生徒や部活動顧問に過度な負担がかからないよう、休養日や活動時間に関する総量を規制する必要があると考えており、方針(素案)に、休養日の下限や活動時間の上限を盛り込んだところでございます。</p> <p>道教委といたしましては、こうした高校段階における休養日等の弾力的な設定の考え方につきまして、市町村教育委員会や学校に対し、様々な機会を通して周知・徹底を図るとともに、生徒や保護者の理解が得られるよう啓発に努め、各学校が方針を遵守し、休養日等が適切に設定されるよう取り組んでまいります。</p> <p>(教育環境支援課長)</p> <p>活動計画の作成等の業務に係る負担についてでございますが、活動計画や活動実績の作成等の取組は、担当教員の業務増となりますことから、方針(素案)におきまして、学校の設置者は、各学校での部活動の活動計画の作成等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行うこととしており、道教委といたしましても、道立学校に対して、活動計画の様式等を示すとともに、市町村教育委員会に対しましても、様式等を情報提供するなどして、教員の負担軽減に努めてまいります。</p> <p>なお、部活動顧問会議につきましては、顧問の間での連絡調整や情報共有を目的とするものであり、既に多くの学校で、各部の顧問による打合せ会議や、類似の会議が開催されていると認識しており、新たな業務増には、つながらないものと考えておりますが、必要に応じて開催方法など参考となる資料を学校等に情報提供してまいります。</p> <p>(教育環境支援課長)</p> <p>部活動指導員に対する研修についてでございます</p>	<p>教育環境支援課</p> <p>教育環境支援課</p> <p>教育環境支援課</p> <p>教育環境支援課</p>		

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>にも言及しております。研修そのものは当然必要になってきますけれども、研修に係るガイドラインが必要になるのではないかと思います、そのことについてはどのように考えていらっしゃるのかお伺いいたします。</p> <p>2 部活動指導員の確保等について もう1点、部活動指導員についてお伺いいたします。部活動指導員の確保、配置の偏在を解消するためには、予算措置を含めた方策が必要だと思いますが、そのことについてどのように考えていらっしゃるのかお伺いします。</p> <p>(五) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ、文化活動環境の整備について 部活動の設置や、統廃合、合同チーム等の編成についても言及していますが、現状の学校設置では限られているのではないかと。教員の過重負担の緩和を図りつつですね、生徒のニーズにどこまで応えることができるのか、そういう意味では抜本的な問題解決にこれからどのように取り組むおつもりなのか、そのことについてお伺いします。</p> <p>(指摘) 実効性のあるものとして、方針として確定してほしいなと思いつつながら何点かお伺いしたところであり、どういう場面でも児童や生徒や関係者の意見を是非尊重していただきたいというふうに思っているところです。 さらにですね、今、部活動指導手当というものが支給されていると思うのですが、現行の支給要件は4時間程度というふうに承知しています。この方針では、休日3時間程度となりますと、当然指導手当の支給要件の変更も必要となってまいりますし、4時間から3時間となったとはいえ、休日の午前・午後どちらかは、やっぱりこのために時間を取られるということになりますから、手当の増額、あるいは1時間単位の支給、また平日の支給対象、こういうことも検討すべきだというふうに考えますので、そのことも是非ご検討いただくよう申し上げまして、質問とさせていただきます。</p>	<p>が、道教委では、今年度から、専門的な知識や技能を有する部活動指導員を希望する道立学校に配置するとともに、中学校につきましては、配置を希望する市町村教育委員会に対し財政支援を行うなどして部活動指導の体制の充実に努めているところでございます。</p> <p>道教委といたしましては、部活動指導員が、学校教育について理解を深め、生徒に対して適切な指導ができるようにする必要があると考えており、部活動指導員の任用・配置に当たりましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動の位置付けや教育的意義、</li> <li>・生徒の発達段階に応じた科学的な指導、</li> <li>・生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないこと、</li> </ul> <p>などに関し研修を行うことを方針（素案）に盛り込んだところであり、今後、研修要項等を整備し、関係団体の協力を得ながら市町村教育委員会や学校と連携して研修を実施してまいります。</p> <p>(教育環境支援課長) 部活動指導員の人材確保等についてでございますが、道教委では、今年度から部活動指導員を配置しているところではありますが、一方で、配置の希望があるにもかかわらず、予算や人材の確保が困難な市町村教育委員会や学校もみられるところでございます。</p> <p>こうしたことから、道教委といたしましては、引き続き、国に対し、部活動指導員の配置に係る財源措置の拡充について要望いたしますとともに、人材確保の在り方について、知事部局と連携をし、大学や体育協会等の関係団体の協力も得ながら、検討を行うなどして、専門的な知識や技能を有する部活動指導員の確保に努めてまいりたいと考えてございます。</p> <p>(学校教育局長) 生徒のニーズを踏まえた部活動の環境整備についてでございますが、部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、生徒の求めるニーズには、競技力や技能の向上以外にも、友達と楽しむことや、適度な頻度で行えること、学級内とは異なる人間関係を形成したりすることなど様々なものがありますことから、学校がそうしたニーズに応じることは教員にとって一定の負担を伴うものと考えられるところでございます。</p> <p>このため、方針（素案）には、校長は、生徒と部活動顧問の負担が過度にならないよう適正な数の部活動数を考慮した上で、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置について検討することや、部活動の設置や統廃合に当たっては、校内でガイドラインを作成するなどして、生徒や保護者の理解の下、長期的な見通しをもって行うことを盛り込んだところでございます。</p> <p>道教委といたしましては、こうした取組が、生徒や保護者の理解を得ながら各学校で徹底されるよう指導するなどいたしまして、教員の負担軽減の観点も十分考慮しつつ、生徒の視点に立った部活動の充実に図られるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。</p>	<p>教育環境支援課</p> <p>教育環境支援課</p>